

北海道

LPガス協会だより

VOL.36【最終号】



2024年春号 北LP協第6-4号

発行 一般社団法人北海道LPガス協会
〒003-0013

札幌市白石区中央3条3丁目1番40号

TEL 011-812-6411 FAX 011-842-1586

URL <http://www.hokkaidolpg.or.jp/>

発行責任者 佐々木 昭洋



講習会のオンライン化について

令和4年度より、資格講習と法定義務講習の一部がオンライン講習となりました。

オンライン講習の受付は高圧ガス保安協会のインターネット受付のみとなります。

令和6年度からは新たに「設備士第2講習」「調査員講習」「保安業務員」「充てん作業講習」がオンライン講習となります。

従来の申し込み方法と異なりますのでご注意ください。

☆オンライン講習とは？☆

高圧ガス保安協会が行うオンライン講習は、オンデマンド方式（インターネット経由で動画を配信する方式）で実施いたします。収録した講習の動画について、一定の期間内に決められた内容の全てを視聴していただくものです。

☆オンラインでの受講が難しい場合☆

PC環境等がなく、オンライン講習の受講が難しい方向けに、従来通り受講会場にお集まりいただき、オンライン講習と同様の映像をご視聴いただく「集合映像講習」を実施いたします。

※各種講習の申込時に「オンライン講習の受講が難しい為、集合映像講習受講希望」と高圧ガス保安協会に申請して下さい。(TEL:03-3436-6102)

○高圧ガス保安協会HP 申込方法について

https://www.khk.or.jp/qualification/course_informati on/index.html

業務主任者講習の受講義務

業務主任者講習は業務主任者に選任されている方が受講対象となります。

第二種販売主任者・業務主任者の代理者の資格を持っている方であっても、業務主任者・業務主任者の代理者に選任されていない場合は、受講義務がありません。

初回

販売主任者免状や業務主任者の代理者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年以内。ただし業務主任者または代理者に選任された日にすでに免状の交付を受けた日から2年6か月以上経過している場合は、選任後、6か月以内

2回目以降

前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内

設備士再講習の受講について

令和6年度の設備士再講習該当者

- ・R3/4～R4/3に免状を取得した方
- ・H31/4～R2/3に設備士再講習を受講した方

設備士はその業務に従事していなくても、再講習の受講義務が法律で定められています。

今後、設備士に関わる業務を行う予定がない場合は、自主返納という方法があります。

返納する場合は、“設備士免状返納届書”と免状を交付された各振興局等に送って下さい。

返納後に設備士免状が必要になった場合は、新規扱いとして交付申請をすることで再取得可能です。(返納後も、免状交付を受ける資格は維持されます)詳しくは発行元の振興局等にお問い合わせ下さい。

協会だより最終号のご案内

北海道LPガス協会だよりは、2024年4月春号をもって協会HPへ移行することとなりました。

前身の会員文書をリニューアルして2015年に創刊し、資格講習や各種法律の改正について、また防災訓練や出前教室のレポートなどLPガスに対する様々なトピックを発信してまいりました。

しかし誌面での発信スピードの遅れやWebの利便性の観点から、誌面よりも効率的なWeb発信に変更することが決まり、誌面での発行は創刊9年をもって終えることといたしました。

今後の情報発信については、協会のHPにて行う予定です。長きにわたりご愛顧くださいました皆様に、心より御礼申し上げます。

目次

○講習会のオンライン化について	1
○業務主任者講習の受講義務	1
○設備士再講習の受講について	1
○協会だより最終号のご案内	1
○令和6年度の講習会予定	2
○新書・幹旋物品についてのご案内	2
○講習会テキスト等の購入について	2
○賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供の徹底	2
○LPガス安心サポート推進運動	2
○液化石油ガス販売事業報告について	2
○船舶により危険物を運送する場合の船舶検査心得等の改正	3
○長期使用製品登録のお願い	3
○建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について	3
○住宅工事等における給排気部の閉塞によるCO中毒事故防止	3
○北海道LPガス利用者緊急支援事業支援金交付【第2次】	3
○支部だより	4
○様式1 液化石油ガス販売事業報告	5
○様式2 保安業務実施状況報告	6
○船舶検査心得新旧対照表	7

令和6年度の講習会予定

4月～8月申込分の講習会の予定をお知らせします。

講習名	講習日	検定日	会場
電気工事士(筆記対策)	4/18～4/19	—	札幌
調査員 ★3/19～4/1申込	5/9 (集合講習)	5/10	札幌
設備士(再) ★3/19～4/1申込	6/4 (集合講習)	—	札幌 旭川
業務主任者 ★3/19～4/1申込	5/28 6/6 6/6 6/12 6/14 (集合講習)	—	旭川 札幌 帯広 北見 釧路
ポリエチレン管講習 充てん作業(筆記) ★3/19～4/1申込	6/11～6/12 (集合講習)	6/11	札幌
充てん作業(実習)	6/25～6/26 (集合講習)	6/27	札幌
丙種化学(液石) ★3/19～4/1申込	6/25～6/27 (集合講習)	6/28	札幌
第二種販売主任者 業務主任者の代理者 ★3/19～4/1申込	7/2～7/4 (集合講習)	7/5	札幌 函館 旭川 釧路
電気工事士(技能対策)	7/8～7/9	—	札幌
保安係員 ★3/19～4/1申込	7/10～7/11 (集合講習)	—	札幌
設備士第2 ★3/19～4/1申込	7/23～7/25 (集合講習)	7/26	札幌 函館 旭川 帯広
充てん作業(実習)	8/6	—	江別
業務主任者 ★6/4～6/17申込	7/26 7/30 (集合講習)	—	稚内 札幌
設備士(再) ★6/4～6/17申込	8/7 8/8 8/9 (集合講習)	—	札幌 十勝 釧路

★が付く講習会は高圧ガス保安協会へ申込ください。その他は北海道LPガス協会に受付・申込を行います。案内・申込書はできあがり次第、当協会ホームページに随時掲載しており、PDFやエクセル形式の申込書をダウンロードしてご利用できます。

新書・斡旋物品についてのご案内

令和6年4月より、以下の書籍が新刊となりました。

- ・丙種化学(液石)問題集 (2024年度版)
- ・第二種販売主任者問題集 (2024年度版)
- ・設備士問題集 (2024年度版)
- ・調査員問題集 (2024年度版)
- ・保安業務員問題集 (2024年度版)

※その他斡旋物品について、価格の改定等もごさいます。お求めの際は、協会お近くの支部にお問い合わせください。

講習会テキスト等の購入について

オンライン講習の実施により、講習会の申込先は一部「高圧ガス保安協会」になりますが、テキスト等の購入は引き続き当協会より行えます。

購入手続きにつきましては、当協会ホームページから書籍購入申込書をダウンロード、もしくはお近くの支部よりお買い求めできます。

詳しくは当協会ホームページをご確認ください。
https://hokkaidolpg.or.jp/license/s_course.html

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供の徹底について(お願い)

経済産業省において、賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金の情報提供について周知依頼をいたしましたが、後に実態調査の結果では、LPガス販売事業者から賃貸集合住宅の所有者等にLPガス料金の情報提供がなされている割合は低い水準にあり、この取組が十分浸透していないことが明らかとなりました。

つきましては、消費者が入居前にLPガス料金の多寡を知った上で入居を可能にする観点からも、改めて賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社等に情報提供をし、問い合わせがあった場合は適切かつ迅速に対応をすることをお願いいたします。

経済産業省 資源エネルギー庁HP

【賃貸集合住宅におけるLPガス料金の透明化】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_chintai/index.html

LPガス安心サポート推進運動

平成30年度からの3年間の計画で実施しておりました「LPガス快適生活向上運動」に替わる新たな保安対策運動として、令和3年度から5年間の計画で「LPガス安心サポート推進運動」を実施しています。CO中毒事故、雪害事故防止対策の推進を図り、事故未然防止強化にむけた取組みにご理解下さい。

液化石油ガス販売事業報告について

販売事業者は、事業年度終了後3ヶ月以内に事業年度末時点の「販売する一般消費者の数」を登録の受けた振興局(札幌市のみ販売所がある場合は、消防局)に報告する義務があります。

- ・報告用紙は様式1を提出して下さい。
 - ・複数の事業所がある場合は、本社(店)が別紙(販売所ごとの報告)を取りまとめて提出のこと。
 - ・認定保安機関は様式2で同様に提出して下さい。
- なお、認定販売事業者及びバルク充てん事業者も同様に様式2をご使用下さい。

※紙面の都合上、縮小版にて各様式(P5～P6)を記載しております。

提出用の様式及び記入例は、協会ホームページからダウンロード、または協会本部・各支部からFAXでお送りする事も可能です。

https://hokkaidolpg.or.jp/business/s_application.html

船舶により危険物を運送する場合の船舶検査心得等の一部改正について

国土交通省より、標記につきましては離島の消費者等に供給した後のローリー及び容器(検査容器を含む)については、危険物運搬船等以外の船舶でも運送が可能となるように令和4年度に規制緩和の要望があり、改正されました。

これまでLPガスを離島へ運送する場合は、積載量に関わらず危険物運搬船等を使用することになっていましたが、船舶の正味積載量についてLPガスは正味300kg以下(50kg以下の容器に対してはバルブに漏えい措置を行えば正味700kg以下)については、特例を取得した旅客船であれば、旅客人数を制限することなく運送ができるようになりました。

つきましてはP7に船舶安全法の新旧改正部分を記載しておりますので、ご確認ください。

長期使用製品登録のお願い

特定保守製品を販売及び既に設置し、所有者登録対象物件にLPガスを供給している販売事業者は、登録の手続きをお願いします。

○(一社)日本ガス石油機器工業会のホームページに詳しい案内が掲載されておりますのでご覧ください。
http://www.jgka.or.jp/gasusekiyu_riyou/tenken_maintenance/tenkenseido/index.html

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について

経済産業省から、標記について以下のような周知依頼がありました。

- ・建設工事等事業者に対し、建設工事等を実施する前には必ず、ガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会及び確認するとともに、ガス管を見つけた場合には必ず、液化石油ガス販売事業者に連絡すること。
 - ・必要に応じて建設工事等の実施に立ち会うこと。
 - ・供給管及び配管の工事を行う際は、事故防止のため、次の点を確認すること。
- ①工事業業者が特定液化石油ガス設備工事業業届出を行って居るか。
 - ②工事業業者が液化石油ガス設備士免状を有する者か、法定講習を適切に受講しているか、及び工事業業時に免状を携帯しているか。

経済産業省HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industry_l_safety/oshirase//2024/03/20240307-01.html



住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞によるCO中毒事故防止について

経済産業省から、標記について以下のような周知依頼がありました。

【周知事項】

お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われている最中、又は工事終了直後においては、吸排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用すること。

経済産業省HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industry_l_safety/oshirase/2024/03/20240307-02.html



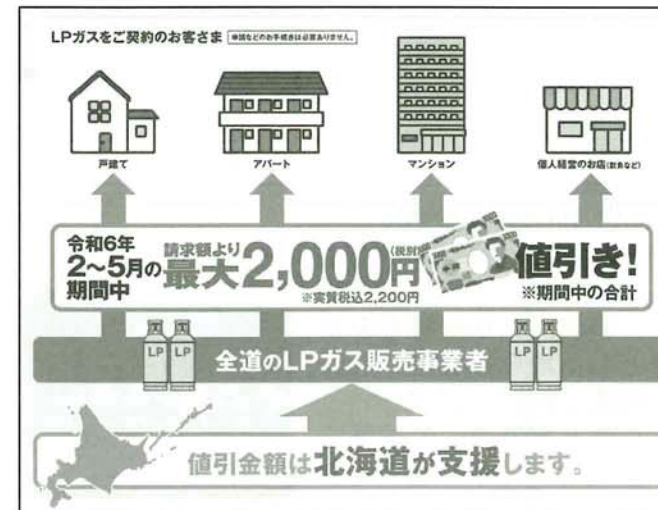
北海道LPガス利用者緊急支援事業 支援金交付について【第2次】

北海道の約5割、約135万世帯でお使いのLPガス料金を北海道の補助事業で値引きします。

対象 全道のLPガスをご利用のご家庭約135万世帯

期間 令和6年2月～5月検針分

内容 上記分のご請求から税抜き2,000円を値引き。



お問い合わせはこちら!

よくあるご質問、疑問などのお問い合わせは北海道LPガス補助金センターへ。

TEL: 0120-576-440 FAX: 0120-403-053
※受付時間: 9:00～17:00(土日・祝日除き)

URL: <https://hokkaidolpg-hojokin.jp/>

支 部 だ よ り

網走支部

出前教室に参加

12月19日(火) 網走市立西が丘小学校

児童13名を対象に、LPガスに関する知識、エネルギーや環境問題について理解を深めてもらうよう、ファイヤー探検記やエネルギー関連機材を使用した授業を実施しました。



ドライアイスを利用したLPガスの特性についての学習では、空気より重いLPガスの特性を目視で体験し、スプレーボトルに入っているLPガスの匂いを嗅ぐ体験、さらに火おこし器をつかって原始的な火おこしを行うなど、様々な体験型の学習を行い、楽しくLPガスに関する知識の習得でき、有意義な授業となりました。

釧路支部

防災訓練に参加

2月8日(木) 釧路市 アイスアリーナ

釧路市役所、釧路地方気象台他17機関、鳥取第一町内会、釧路ひまわり幼稚園等、総勢320名が参加した「釧路市冬季総合防災訓練」に参加しました。



冬期間の災害発生を想定した避難所の運営を想定し、釧路支部では炊き出しステーションの展示や、実際に炊き出しステーションを使用して豚汁(100人分)を作り参加者に振る舞いました。またLPガス給湯器でお湯を沸かす実演を行い、LPガスが災害に強いエネルギーだということをアピールしました。



小樽支部

防災訓練に参加

2月21日(水) 黒松内町

白井川地区コミュニティセンター

黒松内町民約30名を対象に、黒松内低地断層帯を震源とした地震を想定した防災訓練に参加しました。



小樽支部では、各避難所に備蓄しているLPガス発電機とガスボンベとの接続、起動までの実演を行い、災害で電気が使えない場合の対処方法を伝えました。



空知支部

出前教室を開催

3月4日(月) 岩見沢市立栗沢小学校

生徒14名を対象に、ファイヤー探検記を使用した火の歴史・環境問題等をテーマにした授業を実施しました。また火起こし器を使った発火実験や、LPガスの臭いの体験、ガス漏れ警報器を使用した動作実験など、体験型の学習を行い、楽しく防災について学ぶことを伝え、大変賑わいに溢れる授業となりました。



協会日誌(1月~3月)

- 1月 5日 協会本部仕事始め
- 18日 全L協第4回流通委員会(武岡副会長・Web会議)
- 26日 卸支部研修会及び新年賀詞交換会(札幌グランドホテル)
- 2月 2日 北海道LPガス協会事務局長会議
- 6日 全L協 第3回青年委員会(澤田委員・対面)
- 8日 第5回正副会長会議・第6回理事会
政治連盟 第5回正副会長会議・第6回理事会
- 9日 全L協 第2回サフト委員会(濱中副会長・Web会議)
- 全L協 第1回石油ガス税納税協力会
- 13日 第2回北海道LPガスお客様相談所委員会
- 15日 全L協 第3回保安委員会(山形委員・Web会議)
- 16日 全L協 第3回需要開発委員会(諸治副会長・Web会議)
- 20日 全L協 第5回流通委員会(武岡副会長・Web会議)
- 22日 第2回青年委員会(会場 リナイ(株)北海道支店)
- 3月 11日 LPガス商慣行是正に向けた省令質問会(自治労会館)
- 13日 全L協 第4回執行役員会第3回ブロック長会議(石原専務・Web会議)
- 18日 令和6年度第1回事前検討会議(経済部会)
- 22日 第6回正副会長会議・第7回理事会
政治連盟 第6回正副会長会議・第7回理事会
- 28日 全L協 第3回理事会
全政連 第2回理事会(石原専務・Web会議)

---編集後記---

昨年に引き続き、本年度も一部の講習会がオンライン化したいたします。受講方法はインターネットに接続された機器を利用し、動画を視聴するスタイルです。申込方法も、高圧ガス保安協会へのインターネット申込に変わります。申込期間なども例年と異なるためご注意ください。

協会だよりとしての発行は、本紙をもちまして終了いたします。

今後は協会のホームページから情報発信を行う予定となっています。長きにわたりご愛顧いただきましてありがとうございました。 Y.A

ありがとうございました!!!



別紙(事業所ごとの報告)

保安業務実施状況報告

日 月 年

- 1 報告する事業年度の期間
- 2 保安業務実施状況
事業所の名称
事業所の所在地
保安業務資格者の数
(うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示(平成9年通商産業省告示第122号)第2条第1号又は第2号に規定する数)

保安業務区分	保安業務計画書に記載した数		保安業務に係る一般消費者等の数	
	戸	戸	戸	戸
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸	戸	戸
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸	戸	戸
3. 定期供給設備点検	戸	戸	戸	戸
4. 定期消費設備調査	戸	戸	戸	戸
5. 周知	戸	戸	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸	戸	戸

日 月 年

液化石油ガス販売事業報告

日 月 年

- 1 報告する事業年度の期間
- 販売所の名称及び所在地
販売所名称
所在地
- 2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

保安業務区分	委託先の保安機関の名称及び認定番号		委託している一般消費者の数	
	戸	戸	戸	戸
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸	戸	戸
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸	戸	戸
3. 定期供給設備点検	戸	戸	戸	戸
4. 定期消費設備調査	戸	戸	戸	戸
5. 周知	戸	戸	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸	戸	戸

液化石油ガス販売事業報告

年 月 日

様

氏名または名称及び法人にあってはその代表者の氏名住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

- 1 報告する事業年度の期間
2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

Table with 2 columns: 保安業務区分, 委託先の保安機関の名称及び認定番号, 委託している一般消費者等の数

(備考)
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

保安業務実施状況報告

年 月 日

氏名または名称及び法人にあってはその代表者の氏名住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

- 1 報告する事業年度の期間
2 保安業務実施状況
3 保安業務委託先
4 保安業務委託先
5 保安業務委託先
6 保安業務委託先
7 保安業務委託先

Table with 4 columns: 保安業務区分, 保安業務計画書に記載した数, 保安業務を行うべき当該事業年度に保安業務を実施した数, 保安業務に係る一般消費者等の数

3 役員又は構成員の変更内容

変更の内容

(備考)

- 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又はは再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査できない一般消費者等の数を記載すること。
2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から委託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

船舶検査心得

01-1 船舶安全法施行規則

(傍線は改正部分)

Table with 3 columns: 新, 旧, 備考. Contains regulatory changes for ship safety rules.

Table with 2 columns: 新, 旧. Contains regulatory changes for cargo tank safety.

05-1 危険物船舶運送及び積載規則

Table with 3 columns: 新, 旧, 備考. Contains regulatory changes for dangerous goods transport on ships.